生活福祉資金貸付制度について

相談内容

現在、失業中で再就職先が見つからず、生活に困っています。一時的に生活資金を貸してくれるような制度はないでしょうか。

対応

問い合わせを受けた山口行政監視行政相談センターでは、生活福祉資金貸付制度を説明し、貸付窓口である市町の社会福祉協議会に問い合わせるよう案内しました。

山口行政監視行政相談センターから

国は、失業や減収などにより、生活に困窮した方に対するセーフティーネットの一つとして、生活を立て直し、経済的な自立を図ることなどを目的に資金を貸し付ける「生活福祉資金貸付制度」を設けています。

貸し付けの対象は、生活に必要な資金を他から借りることが困難な低所得世帯、障害者手帳の交付を受けた障害者が属する障害者世帯、６５歳以上の高齢者が属する高齢者世帯のうち、審査により資金の必要性や返済の見込みがあると判断された世帯になります。

資金には利用者のニーズに応じて、次の４種類があります。

① 総合支援資金

失業等により、日常生活の維持が困難になっている低所得世帯に対し、生活再建までに必要な生活費用、住宅の賃貸借契約を結ぶために必要な費用、生活再建のために一時的に必要な費用を貸し付ける資金

② 福祉資金

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、日常生活を送る上で、または自立した生活に資するために一時的に必要な費用を貸し付ける資金（福祉費）

医療費や介護費の支払いに必要などの理由で緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に少額を貸し付ける資金（緊急小口資金）

③ 教育支援資金

低所得世帯に対し、高等学校、大学、高等専門学校への就学または入学に必要な費用を貸し付ける資金

④ 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯などに対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金

なお、総合支援資金と緊急小口資金の貸し付けに際しては、原則として自立相談支援事業などによる支援（就労その他の自立に関する相談支援、自立に向けた支援計画の作成など）を受けるとともに、都道府県の社会福祉協議会とその関係機関による継続的な支援を受けることに同意する必要があります。

他にも、資金の種類ごとに詳細な貸付要件がありますので、詳しくは、山口県社会福祉協議会のホームページをご覧いただくか、お住まいの市町の社会福祉協議会や民生委

員・児童委員にご相談ください。

（令和 6 年 10 月 23 日　山口新聞に掲載）